

令和6年度 霧島市新型コロナウイルス感染症予防接種

接種は任意であり強制ではありません。

予防接種の効果と副反応のリスクについてご理解いただいた上で、自らの意思で接種を受けていただきます。
治療中の方や体調に不安のある方は、かかりつけ医に相談の上、接種を受けるかご判断ください。

日程 令和6年10月1日（火）～ 令和7年3月31日（月）

対象者

- (1) 接種日時点で、65歳以上の霧島市民
- (2) 満60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害（身体障害者手帳1級相当）があり、身の回りの生活を極度に制限される市民、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害（身体障害者手帳1級相当）があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する市民

予診票について

対象者への個別通知はしていません。

霧島市内の医療機関にある霧島市作成の予診票（この用紙の裏面）を使って接種を受けてください。

※ただし、対象者(2)の方は以下のいずれかが必要になります。

- ・ 1級相当の身体障害者手帳
- ・ 医師の診断書（医療機関で無料で発行できます）

接種費用

自己負担額 3,120円（霧島市助成額 3,880円、国助成額 8,300円）

署名について

ご本人の意志が確認できない場合、接種はできません。

接種の意志が確認できても、麻痺などがあって署名できない場合、代わりにご家族（親族等）の代筆で接種することができますが、医療従事者（看護師等）や知人などによる代筆は認められておりません。

副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛みや腫れ、関節や筋肉の痛み、倦怠感、頭痛、寒気、発熱等があり、稀にショックやアナフィラキシーがあります。また、接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れた場合、心筋炎や心膜炎が疑われることもありますので、速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

お問合せ先：霧島市役所 健康増進課 電話 45-5111（内線2181・2161・2162）